備考

一　自動車損害賠償責任共済に係る額を除く。

二　共済の種類ごとに出再割合が五十％を超える場合においては、当該超過部分に相当するリスク対象金額についてリスク係数を二％とする。

別表第十六（第四条の五第八項第二号関係）

リスク対象金額	リスク係数
未収再共済・再保険勘定（自動車損害賠償責任共済に係る額を除く。）	一％

別表第十七（第四条の五第九項関係）

対象組合の区分	リスク係数
当期未処理損失を計上している共済事業実施組合	三％
当期未処理損失を計上している共済事業実施組合以外の組合	二％

○厚生労働省告示第百四十五号

消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第五十条の十二第一項第三号及び消費生活協同組合法施行規則（昭和二十三年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第一号）第百九十三条第一号及び第二号の規定に基づき、消費生活協同組合における共済計理人の確認の基準（平成二十一年厚生労働省告示第四百四十五号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十六日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

第六条第二項第一号イ中「第四項に規定する」を「第七項の規定により一号分析期間の期初において締結する保険契約に適用される」に改める。

第九条第一項中「事項」の下に「（規則第百九十三条第二号に掲げる事項を除く。）」を加え、第四項第一号を次のように改める。

一　次のイ又はロのいずれか大きい方の額の合計額（以下「事業継続基準に係る額」という。）

イ　共済契約の締結時の費用を共済掛金払込期間にわたり償却する方法その他これに類似する方法により計算した共済掛金積立金の額に未経過共済掛金を加えた額

ロ　保有する共済契約が共済事故未発生のまま消滅したとして計算した支払相当額

第九条第四項第二号ハを次のように改める。

ハ　契約者割戻準備金未割当部分（規程第四条の三第四項第二号に規定する契約者割戻準備金未割当部分をいう。以下同じ。）

第十一条第一項第四号中「契約者割戻準備金」の下に「（規則第百八十九条第一項の契約者割戻準備金をいう。以下同じ。）」を加え、同項に次の一号を加える。

七　三号分析期間の期初において、既に実施している事業の運営方針の変更又は法令の改正がある場合は、これを反映すること。

第十二条の次に次の五条を加える。

（支払余力比率の確認）

第十三条　共済計理人は、法第五十条の十二第一項第三号に掲げる事項（規則第百九十三条第一号に掲げる事項を除く。）について、次の各号に従い、規程第四条の二に定める算式により得られる比率（以下「支払余力比率」という。）が、二百パーセント以上かどうかを確認しなければならない。

一　法第五十条の五第一号に掲げる額が規則第百六十六条の二及び規程第四条の三の規定に照らして適正であること。

二　法第五十条の五第二号に掲げる額が規則第百六十六条の三並びに規程第四条の四及び第四条の五の規定に照らして適正であること。

2　共済計理人は、前項の確認の結果、支払余力比率が二百パーセント未満である場合には、その旨を意見書に記載しなければならない。

（共済掛金積立金等余剰部分控除額）

第十四条　共済計理人は、規程第四条の三第四項第一号ハに掲げる額（以下「共済掛金積立金等余剰部分控除額」という。）を定めるために、支払余力比率の確認に関する将来収支分析（以下「三号の二収支分析」という。）を行わなければならない。

2　共済計理人は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、三号の二収支分析を行わないことができる。ただし、第一号に掲げる場合においては、共済計理人は、同号に該当する旨を意見書に記載するとともに、同号に該当すると判断できる根拠を附属報告書に示さなければならない。

一　第十七条に定める共済掛金積立金等余剰部分控除額の下限が零であることが一号収支分析その他の結果から判断できる場合

二　規程第四条の三第四項第一号に定める共済掛金積立金等余剰部分を零とする場合

（三号の二収支分析の実施）

第十五条　三号の二収支分析は毎事業年度行うものとし、三号の二収支分析が対象とする期間（第十六条及び第十七条において「三号の二分析期間」という。）は、基準時点から五年間とする。

2　三号の二収支分析は、組合全体について行うものとする。

（三号の二収支分析の前提）

第十六条　三号の二収支分析の前提は、次の各号に規定するところにより設定しなければならない。

一　無リスク利回りは、三号の二分析期間の期初以降、基準時点の長期国債応募者利回りのまま推移するものとすること。

二　将来の株式及び不動産の価格、為替の換算率等の資産の時価は変動しないものとすること。

三　新契約（組合が三号の二分析期間の期初以降に新たに締結する契約をいう。以下この号において同じ。）に係る契約高、共済契約の継続率、共済事故の発生率、事業経費、外貨建資産の資産運用収益、資産配分等資産運用の状況、割戻金の状況は、直近年度の実績値又は直近年度を含む過去三年間以上の平均値に基づいた合理的なものであること。ただし、新契約の締結を見込まないことが適切と判断される場合は、新契約に係る契約高及び新契約の締結に係る事業経費を見込まないことができる。

四　評価差額金の取崩し及び含み益の実現による積立財源への充当は行わないものとすること。

五　価格変動準備金及び異常危険準備金等の繰入れは行わないものとすること。

六　劣後性債務については、その約定に従って利息を支払うものとすること。

七　三号の二分析期間の期初において、既に実施している事業の運営方針の変更又は法令の改正がある場合は、これを反映すること。

2　共済計理人は、規則第百七十九条第三項の規定に基づき積み立てた共済掛金積立金の額を積み立てていないものとして三号の二収支分析を行うものとする。

3　共済計理人は、共済契約の内容、資産の状況その他の共済事業の特性及び社会経済情勢の動向を勘案し、必要があると認められるときは、第一項の規定により設定する三号の二収支分析の前提に代えて、共済の数理に照らして合理的な別の前提を設定することができる。この場合において、共済計理人は、その旨を意見書に記載するとともに、第一項の規定により設定する三号の二収支分析の前提に代えて別の前提を設定することが適切であることの根拠を附属報告書に記載しなければならない。